

平成31年度 東京都政策企画局政策調整部
戦略広報担当課長
特定任期付職員 採用案内

平成31年4月26日
東京都政策企画局

1 採用予定職、採用予定人数等

- (1) 採用予定職
政策企画局政策調整部 戦略広報担当課長 ※特定任期付職員
- (2) 職務内容
- ① 特定広報項目に関する効果的な広報・PRの企画立案
戦略広報担当が積極的に発信するものとして選定された特定広報項目について、広報戦略に一貫性を持たせ、事業効果を高めるため、その目的や手法、タイミング、発信すべき情報内容やターゲット等を明確にした年間計画を策定の上、効果的かつ訴求力のある広報・PRを企画立案すること。
 - ② 特定広報項目の効果的な広報・PRの実施
企画・立案した広報・PRに対して、テレビ・新聞・雑誌・SNS等の各種媒体を通じて、効果的かつ訴求力のある広報・PRを行うこと。また、広報・PR実施効果の測定・検証を行い、PDCAサイクルを循環させ、さらなる効果的な広報・PRに繋げること。
 - ③ 特定広報項目以外の効果的な広報に向けた支援
広報・PRに関する高度な知見・経験を活かし、統一感ある広報の実施に向けて、都政広報に関する総合的な相談に応じ、適切な助言を行うこと。また、都庁全体の広報対応力の向上を図るため、広報担当者向けの研修等を企画し、実施すること。
- (3) 採用予定人数等
- ① 採用予定人数 1名
 - ② 勤務予定先 東京都政策企画局（新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎）

2 採用予定日

平成31年8月1日

3 任用期間

原則：採用日から平成32年度末まで（最長5年まで期間を延長できる場合があります。）

4 受験資格（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

- (1) 受験資格
民間企業等において広報・PR関連の実務経験が一定年数（5年程度）あり、企業広報やメディア対応に関する高度な専門知識と経験を有すること。とりわけ、SNSを活用した広報実務に精通していること。管理職としての経験を有すること。
例) 広告、広報、PRについての企画立案、実施までを統括した経験など
- (2) 次の①から⑤までのいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考方法等

- (1) 第一次選考（書類選考）
応募用紙の記載事項により、「専門性」及び「業績」等を勘案し選考します。
- (2) 第二次選考（口述試験）
第一次選考合格者に対してのみ、6 月 7 日（金）以降、電話にて面接日程のご案内をいたします。採用予定職への適性等について個別面接を行います。
- (3) 面接実施時期・場所等
平成 31 年 6 月中旬頃（予定）
日時、会場の詳細については、別途お知らせします。
- (4) その他
応募状況により、面接を複数回行う場合があります。
なお、事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、面接試験を受験できません（その旨通知いたします。）。)

6 合格発表

平成 31 年 6 月下旬頃（予定）。可否にかかわらず、選考受験者全員に郵便で通知します。
なお、電話等による可否の照会には応じません。

7 健康診断

健康診断は、選考合格者に対してのみ実施します。
詳細については、別途お知らせします。

8 勤務の条件

- (1) 給与
ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき職歴等を勘案して決定されます。
（参考例： 4 号給の場合） 給料月額 533,500 円
イ アのほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。
※ このほかに、給料月額の 20%相当の地域手当が支給されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です
(http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html)。

(2) 勤務時間

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

(3) 休暇

休暇は、1年間に20日（初年度は採用日より異なり、8月1日付採用の場合は、8日となります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

9 申込手続

(1) 応募書類

申込みを行う場合は、応募書類を下記の東京都政策企画局採用担当まで郵送（必ず簡易書留で）してください。なお、普通郵便で送付した場合の事故については責任を負いません。

① 特定任期付職員申込書（第1号様式・写真添付）

② 職歴調書（第2号様式）

※ ①②の様式については、政策企画局のホームページからダウンロードできます
(<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.jp/information/syokuin-bosyuu.html>)。

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、平成31年度東京都政策企画局政策調整部戦略広報担当課長の採用に係る事務の範囲内で利用します。

(2) 申込受付期間

平成31年 4月26日（金）から

平成31年 5月31日（金）まで（必着）

※ 郵送のみの受付となります。ご持参いただいても受付できません。

10 応募先（問合せ先）

東京都政策企画局総務部総務課 採用担当 荻原・藤澤

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2113